

耐震性が心配されるマンション

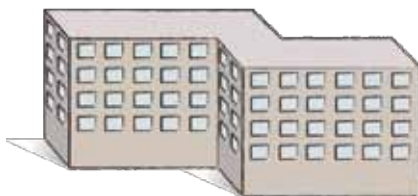
建築構造上の耐震性が心配されるマンション

□ 旧耐震基準のマンション(昭和56年5月31日以前の建築確認)

- ・建築基準法が昭和56年に改正され、耐震基準が変更されています。
阪神・淡路大震災の被害状況からも、旧基準のマンションは、耐震性が十分でない可能性があります。

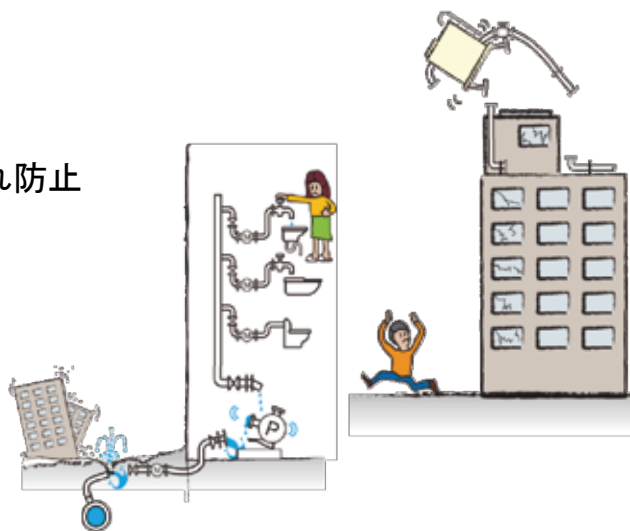
□ 構造上のバランスが悪いマンション

- 平面または断面の形状が不整形なマンション
- 構造形式が混在するマンション
(上層階が鉄筋コンクリートで下層階が鉄骨鉄筋コンクリートなど)
- 細長い形状のマンション
- ピロティ形式のマンション
(1階部分に駐車場などがあり、壁が少なく主に柱で空間が構成されている)



建築構造以外でも耐震化は必要

- 玄関ドアの開閉不能防止
- 外廊下・バルコニー等の落下防止
- 屋外鉄骨階段の倒壊防止
- エレベーター内への閉じ込め・挟まれ防止
- 外壁・内壁のタイル等落下防止
- 窓ガラスの破損・落下防止
- 給水設備の破断、転倒等の防止
- 電気設備の露出・損傷の防止
- 空調室外機の脱落・落下防止
- 給湯設備の破断・転倒防止
- 家具の転倒防止



耐震性能を把握するため、耐震診断を実施しましょう。

耐震診断は予想される大地震に対する安全性を評価・判断するものです。大規模な地震に対して、建物が直ちに倒壊せずに、人が避難できるかどうかを確認できます。

まずはマンションの耐震性能を把握するため、耐震診断を実施しましょう。

なお、各区市町村で、耐震診断助成など支援制度を実施している場合もあるので確認しましょう。